

2014 高知豪雨

台風12号の影響で、8月1日から降り始めた雨は記録的な豪雨となり、9日には台風11号が四国に上陸し、二つの台風による大豊町の総雨量は、多いところでは1,900mmにもなりまし

た。吉野川や穴内川も見える間に水位が上がり、橋を越えてくるのではないかと恐怖を感じるほどでした。

テレビに映る雨雲レーダーを祈るように見ましたが、レーダーは大豊町を赤く染めるばかり。

さらに、記録的な大雨により道路や斜面に次々と亀裂が見つかり、地すべりが起きる危険性があるとして避難指示が発令された地区が8地区。道路の寸断により、孤立した地区が7地区。

各地区の避難所には避難者が集まり、叩きつけるような雨の音の中、不安な夜を何日も過ごしました。



東庵谷

【大豊町史・近代現代編】によると、「明治18年、吉野川北岸「徳島県菅江谷」において内務省直轄で砂防工事が行われたのが、吉野川砂防工事の始まりであるといわれる。吉野川中流域の「御荷鉾構造線（みかぶこうぞうせん）」地帯は地盤が不安定で、昔から「地滑り」「崩壊」がしばしば起きた」とあり昭和41年小川の地滑り災害、昭和55年岩原トウジ山の地滑りなど、大豊町

8月に入ってから晴れた日はほとんどなく、台風が去った今現在も避難生活を余儀なくされている方々がいます。8月9日、大豊町に災害救助法が適用され、国や県の支援を受けながら、大豊町で元の生活が送れるよう一日も早い復旧が待たれています。



怒田崩壊現場



町道川口南敷岩線路側崩壊現場



大平



黒石



ふれあいセンターでの避難所設営



避難所での往診（ふれあいセンター）

役場からのお知らせ

原動機付自転車、軽自動車の税額が変わります

地方税法の改正に伴い、来年度から、原動機付自転車、軽自動車の税額が左記のとおり変わります。 ※ただし、小型特殊農耕作業用、その他のものは税額変更なし

区分	平成26年度まで	平成27年度から
原動機付自転車(125cc以下)	総排気量50cc以下のものまたは定格出力0.6kw以下のもの 1,000円	2,000円
	二輪のもので総排気量50cc超90cc以下のものまたは定格出力0.6kw超0.8kw以下のもの 1,200円	2,000円
	二輪のもので総排気量90cc超または定格出力0.8kw超のもの 1,600円	2,400円
	三輪のもので総排気量20cc超90cc以下のものまたは定格出力0.25kw超のもの 2,500円	3,700円
軽自動車(660cc以下)および小型特殊自動車	二輪のもの(側車付きのものを含む)(125cc超または250cc以下) 2,400円	3,600円
	三輪のもの 3,100円	3,900円
	四輪以上のもの 乗用のもの 営業用 5,500円 自家用 7,200円	6,900円 10,800円
	貨物用のもの 営業用 3,000円 自家用 4,000円	3,800円 5,000円
二輪の小型自動車(250cc超)	4,000円	6,000円

不動産公売のお知らせ

「公売」とは、滞納税に充てるために差し押さえをした財産を売却することです。差し押さえした財産は、随時、公売をして税収に充てています。今回は、関係団体の連携による当地域では初の合同公売会を開催することとなり、不動産(主に農地)「13物件」を出品していますので、滞納を解消し行政サービスを支える財源の確保に向けて、多くの皆さんのご参加をお待ちしています。

【日時】10月1日(水) 入札午後2時～3時
【場所】南国市役所 4階大会議室
【見学会】9月12日(金) 午前10時から ※参加予約は機構まで

【入札に必要なもの】
保証金(見積価格の約10%) ※現金に限る
運転免許証など身分を証するもの
印鑑(認印)

代理人の場合は、委任状

農地の場合は、農業委員会発行の「買受適格証明書」

【注意事項】

- ①納付期限 保証金 ↓10月1日(水) 午後2時
買受代金 ↓10月8日(水) 午後2時
- ②登記 費用負担、住民票等の提出を条件として、登記を代行します。

お問い合わせ先…南国・香南・香美租税債権管理機構

南国市税務課(収納係)
☎0888-8555-6776
☎0888-8800-6554

特別児童扶養手当

精神または身体に障害のある20歳未満の児童を監護している父または母、それに代わる養育者に対して児童の福祉増進を図るため支給されます。ただし、次のような場合は支給されません。

- 手当を受けようとする方やその扶養義務者の所得が政令で定める額以上であるとき
- 児童が公的年金を受給しているとき
- 児童が福祉施設などに入所しているとき

【手当金額】
1級：月額49,900円
2級：月額32,230円

【支給方法】
4月、8月、11月の3回に分けて、金融機関口座へ振り込みにより支払われます。

【所得制限】

受給資格者、もしくは同居している配偶者の前年の所得が一定金額以上あるとき

【申請手続き】

- 1 認定請求書
- 2 戸籍謄(抄)本
- 3 世帯全員の住民票の写し
- 4 診断書(療育手帳A1・A2取得者および身体障害者手帳の交付後1年以内で、外部障害の場合は診断書を省略できます)

お問い合わせ先…住民課福祉班

